州外法人に対する課税とその限界

--- Geoffrey 判決の意義-

吉 田 貴 明

一 研 究 一 Geoffrey 判決

はじめに

おわりに

はじめに

を行っている。しかし、州の課税権に対して、何ら制限はないのだろうか。換言すれば、州による課税権の行使には 各州にはポリス・パワーとよばれる統治権が認められている。その中には課税権が含まれており、各州は独自に課税 アメリカ合衆国において、州はかつて、それぞれが一つの主権国家であった。連邦国家となった現在においても、

どのような制約があり得るのだろうか。

州外法人に対する課税とその限界(吉田)

二八五

州外法人に対する所得課税の合憲性が争われた Geoffrey 判決(以下「本判決」という場合がある。)を取り上げる。(4)(4) はなかろうか。このような視座から、本稿は両者の課税権を比較し検討を試みるものである。かかる検討に際しては、 を単純に同一視することは適当でない。しかし、州の課税権と国家の課税権の根底にある考え方は共通しているので 州の課税権をめぐる議論がどのような示唆をもたらすかを検討する。無論、連邦国家における州とわが国という国家(②) すなわち、わが国に恒久的施設を有しない外国法人に対してもわが国の課税権が及ぶのはなぜかという問題に関して、 な権限を有する州と国家との近似性に着目し、州を独立した国家ととらえることにより、わが国への示唆を検討する。 州が州外法人に対して課税を行った事例を素材として、州の課税権の範囲を考察する。その上で、広範

Geoffrey 判決

1 事実の概要

Massachusetts および New Jersey の各州を除くすべての州において、「Toys R Us」の商号および商標等を使用し、 Delaware州に主たる事務所を設けている。South Carolina州に原告の従業員はおらず、事務所はなく、有形資産はない。 八四年、 (以下「本件契約」という。)を締結した。本件契約により Toys R Us社は、 原告は、「Toys R Us」の商号を含む無形資産の所有者となり、 同年、 (i) New York´ Pennsylvania´ Toys R Us社とライセン

②原告の販売手法等のノウハウを利用する権利を得た。

原告である Geoffrey 株式会社は、Toys R Us 株式会社 (以下「Toys R Us社」という。) の完全子会社であり、

は、Pennsylvania 州における Toys R Us 社の口座から New York 州における原告の口座へ、電信送金により、 に係る純売上高」の一%である。Toys R Us 社は、月ごとに全店舗の総売上高を原告に報告する。本件ロイヤルティ 受け取る。「ライセンスを受けた商標の下において、〔Toys R Us 社〕または、同社の関連会社、特殊関係会社もしく は子会社(affiliated, associated, or subsidiary companies)が販売するライセンス製品または提供するライセンスサービス 度支払われる。(5) 本件契約によるライセンスの対価として、原告は、次に掲げるロイヤルティ(以下「本件ロイヤルティ」という。)を

という立場をとった。課税庁はまた、原告は South Carolina 州の法人許可手数料を支払うべきであると判断した。 を控除することができ、原告は本件ロイヤルティ収入について、South Carolina 州の法人所得税を納付すべきである、 以下「課税庁」という。) は当初、かかる控除を認めなかった。しかしその後、課税庁は、Toys R Us 社は本件ロイヤルティ 所得の計算上、原告に対して支払った本件ロイヤルティを控除した。South Carolina 州租税委員会(Tax Commission イヤルティを支払っている。一九八六年および一九八七年、Toys R Us 社は、South Carolina 州における同社 Toys R Us 社は一九八五年、South Carolina 州における事業を開始し、同州における売上に基づき、原告に本件ロ

nexus) Carolina 州において事業を営んでおらず、本件ロイヤルティ収入に係る課税につき、 原告は、不服ながらも法人所得税を納付し、その返還を求めて訴訟を提起した。事実審において原告は、South はないと主張した。事実審は、課税庁がなした原告に対する課税を支持した。これを不服として原告は、 同州との十分な連関

South Carolina 州最高裁判所に上訴した。

対して課税することを禁じていると主張した。以下に述べる理由から、原告の主張は採用できない。」 条項(合衆国憲法第一四修正一 South Carolina 州の権限を、 引をなすことを含む』が、それらに限られるわけではない。当裁判所は、この文言を、州外法人に対して課税する 州の管轄権内において、取引をなし、 目的で、 本条における「取引をなす」、「事業を主宰する」または「営業を行う」という語は、財務上の利益または利得を得る わない。)は、 するものをいい、 の州の管轄権内において、取引をなし、事業を主宰し、営業を行い(transacting, conducting, doing business)、または、所得を有 年追補)は、 している。 Harwell 首席裁判官が法廷意見を執筆し、Chandler、Finney、Toal および Moore 各裁判官がこれに同調した。 「州外法人および州内法人の双方が課税されるとする South Carolina 州法典一二─七─二三○条 この州において、あらゆる活動に従事し、または、取引をなすことを含む。』 | 二―七―二三〇条は、『この この文言は、『財務上の利益または利得を得る目的で、この州において、あらゆる活動に従事しまたは取 申告を行い、年度ごとに、純所得の合計額に対して五%に相当する額の所得税を納めなければならない。 次のとおり規定している。『本章に規定のとおり、別段の定めがあるものを除き、すべての州外法人(こ 同法人が州内、州際もしくは州外の事業に従事し、または、その所得の源泉がこれらの事業であるかどうかを問 節) 憲法の限界まで広げるものとして解釈する。この点につき、 および州際通商条項 事業を主宰し、営業を行い、または、所得を有する』州外法人の所得に課税 (同一編八節三項) は、South Carolina 州が本件ロイヤルティに 原告は、 デュー・プロセス (注釈付、一九九二

(1) デュー・プロセス条項

して掲げる。なお、

引用文中の注は、原文に付されたものである。

デュー・プロセス条項につき、South Carolina 州最高裁判所は以下のとおり判示した。長くなるが、判決文を引用

下「課税州」という。)に連結した価値と合理的に関連していなければならない。』ことを求めている。 限の連結(minimum connection)』を求めている。そして、『課税の目的となる、州に基因する所得は、 「デュー・プロセス条項は、『州と、課税対象とする人、資産または取引との間の確固たる関係(definite link)、 原告は、 課税庁

は、これらをいずれも充足していないと主張している。 課税州において、法人が現実に所在していない場合であっても、 州の経済活動の場 (economic forum)

South Carolina 州へと事業を拡大したことは同社の一方的な活動であって、デュー・プロセスが求める原告と South において South Carolina 州に店舗を有していなかったと指摘する。そして、それゆえ、Toys R Us 社がそれ以降 向けて目的をもって活動していないと主張している。原告はその立場を裏付けるため、Toys R Us 社は契約締結時 的をもって活動しているときは、デュー・プロセス条項の連関要件は充足され得る。原告は、South Carolina州に に向けて目

Carolina 州との最小限の連結を創出し得ないと主張している。

たわけではない。原告の事業は、 ある。Toys R Us 社に対して、多くの州において商標および商号を使用するライセンスを与えるという選択をなすこ 当裁判所の見解によれば、 原告は、 それらの州と経済的に接触する利益を期待し、意図的にそれを求めた。原告は、Toys R Us 社が原告 原告は、独立当事者による一方的な活動を通じて、望まずして South Carolina 州と接し 商標、商号およびフランチャイズ権を所有し、ライセンスを与え、管理することで

州外法人に対する課税とその限界(吉田)

二八九

の連結』を有していたと判断する。(8) 価として収入を得ることにより、原告は、South Carolina 州との間に、デュー・プロセスにより求められる 告の主張は採用できない。当裁判所は、South Carolina 州における無形資産の使用につきライセンスを与え、 を操作することができた。South Carolina 州の経済活動の場に向けて、目的をもって活動をしたのではないという原 他の州において行っていたように、原告は、かかる無形資産の使用を禁ずることにより、South Carolina 州との接触 の無形資産を South Carolina 州において使用することを認識し、それを承諾し、そこから利益を得ていた。さらに、 その対

所有者は、 資産が有形である場合と異なるところはない。のみならず、当裁判所は、州内の無形資産を課税に服せしめるために、 を保護する政府に対して、適切な支援を与えるべきであるという事実である。その負担は、資産が無形である場合も、 の対象とするのは、かかる資産の性質ではなく次の事実である。すなわち、資産が州内に所在し、その所有者は資産 Carolina 州においてフランチャイズを有していると認定した。これら無形資産の存在が課税を維持するに十分である(タク が South Carolina 州において販売すると、原告に売掛債権が生じると認めた。加えて、事実審判決は、原告は South 最小限の連結』も充足されていると認定する。公認会計士である原告の秘書は、反対尋問において、Toys R さらに、当裁判所は、South Carolina 州に原告の無形資産が所在していることから、デュー・プロセスが求める 確定した法である。Imperial Coal Sales 判決において、連邦最高裁判所は次のとおり述べた。『資産を租税 州内に不動産または有形資産を有していなければならないと判決する、 いかなる妥当な理由も認識し得な

原告は、 動産は人に従う(mobilia sequuntur personam)という法理の下では、 無形資産の所在地は本社が所在す い。」のである。

様に、原告が目的をもって同州へ向けて活動していることは、同州と、同州における商標および商号の使用から原告 たがって、当裁判所は、 きた。』のである。当裁判所は、 資産税を課すために単一の所在地を割り当てることを支持する事例は、配分原則が優先する所得税の状況を区別して きた。無形資産に関する納税者の活動が、二以上の管轄権と関連する場合には、「課税地が単一である理由 法諺は「その理由を明らかにすることなくルールを宣している」と述べてきた。当裁判所はまた、次のとおり認めて う概念を自動的に適用可能とする魔法の杖はない。当裁判所は、これらの擬制が基礎とする、 邦最高裁判所は、次のとおり判断した。『無形資産の所在地擬制は、所有に係る多重課税を避けることを求めてきた。(ヒン) た。そして、そのような割当てによる課税のルールの選択を適切に正当化する理由はないと認定した。結論として連 る Delaware 州であって、South Carolina 州ではないと主張している。しかし、Mobil Oil 判決において連邦最高裁判 や受け入れられない。」資産税または法人所得税についてでさえ、無形資産の価値の配分は不明ではない。さらに、 合衆国憲法は単一の所在地を割り当てることにより無形資産の課税を要求しているという見解を採用しなかっ 無形資産から生ずる所得に係る課税が問題となる場合において、「事業の所在」または「商業の住所」とい 次のとおり認定する。原告が South Carolina 州において無形資産を所有していることと同 原告の無形資産は Delaware 州にのみ存在するという原告の主張に賛同しない。し 動産は人に従うという

論的にも、 問題の租税と合理的に関係する利益を原告に与えている。Curry 判決において、連邦最高裁判所が認めたとおり、 当裁判所はまた、Quill 判決の第二テストは適合すると認定する。原告の主張とは対照的に、South Carolina 州は、 実務上も、 まったく異なる考えが、 無形資産すなわち物理的に存在するものと関係しない権利に係る課税 理

が得た所得との間に確固たる関係を創出している。

州外法人に対する課税とその限界(吉田)

よび与えられる保護を通じてのみ、政府の権限および保護は効果を発揮し得る。明らかに、(所有または利用に対して課 護は、物理的な存在に係る支配を通じては行使され得ない。その関係が権利の源である人に対して及ぼされる支配お な特定の制裁を関係に与えることにより、権利を認めている。人に対して、政府が及ぼす権限および政府が与える保 には適用される。そのような権利は、しかし、人(自然人または法人)の関係である。法は、裁判所において執行可能 されるあらゆる租税の適切な手段である)実際の、または、潜在的な富の源と同様に、権利と、その関係が権利の源であ

る人を分かつことはできない。〔強調原文〕』のである。(4) 原告の所得について、その真の源は本件契約ではなく、South Carolina州における Toys R Us社の顧客である。([5]

South Carolina 州は、Toys R Us 社が事業を主宰する秩序ある社会(an orderly society)を提供することにより、原

される。上述の理由に基づいて、当裁判所は、デュー・プロセス条項は原告の本件ロイヤルティ収入に対する South 関係することは、州が原告の所得のうち、州内において生じた部分のみに対して課税しようとする事実によって立証 たことは、原告が同州から所得を得ていた事実から明らかである。租税がこれらの保護、利益および機会と合理的に 告が本件契約に従って所得を得ることを可能とした。原告が South Carolina 州から保護、利益および機会を得てい

Carolina 州の課税を禁じていないと判決する。」

2

州際通商条項につき、South Carolina 州最高裁判所は以下のとおり判示した。

¯ある租税が、◯課税州との実質的連関を伴う活動に適用され、◯公正に配分され、⊝州際通商を不利益に取り扱っ

れば、原告が Bellas Hess 判決における『現実の所在』の要件に依拠することは誤りである。(望) の実質的連関を有していない。なぜなら、原告には同州における現実の所在がないからである。当裁判所の見解によ 異議に耐えるであろう。Bellas Hess 判決に依拠して、原告は次のとおり主張している。原告は South Carolina 州と ておらず、そして、四州が提供するサービスと公正に関係する限りにおいて、かかる租税は、 州際通商条項の下での

得が生じていることから、 において事業を営む納税者は、その事業の用に供された無形資産の価値によって測定され、課税に服する。当裁判所 は次のとおり判決する。South Carolina 州において無形資産を使用するライセンスを与え、同州における使用から所 その州において納税者の所得が課税される場合に、かかる納税者が有形資産、現実の所在を有している必要はない 確定している。 連関の確立には、 原告は同州との『実質的連関』を有している。 無形資産の所在のみで十分である。一つの州に住所地を有するが、 (**)(マユ) 他の州

資産の販売、 の製造、もしくは、あらゆる形態の収集、購入、組立て、もしくは、過程、または、ゆこの州内における有形の個人 のような納税者の所得を分配するとしている。この州における主たる事業が、 活動における顧客への販売を目的として保有される無形の個人資産以外のものである。 一二―七―一一四〇条は、次 納税者の事業に関連しない無形の個人資産の売却による利得または損失を配分するとしている。これは、通常の事業 配分または分配される。これらの法律は、原告が受領した収入には適用されない。一二―七―一一二〇条 典一二―七―一一二〇条(五)または一二―七―一一四〇条に基づき、すべてのロイヤルティ収入は Delaware 州へ 原告は最後に、次のとおり主張している。たとえ South Carolina 州の所得税に従うとしても、South Carolina 州法 分配、 もしくは取扱いである納税者である。 (a)この州内における商品もしくは原料 (五) は、

州外法人に対する課税とその限界(吉田

どうかという問題を解決する。すべての法人は一二―七―二三〇条に基づき支払いを求められる。当裁判所は、 七―二三〇条に基づき原告は課税され得るという当裁判所の認定は、原告は法人許可料を支払わなければならないか ティ収入への課税は、合衆国憲法のデュー・プロセス条項または州際通商条項によって禁じられてはいない。 結論として、当裁判所は次のとおり判決する。South Carolina 州法典一二―七―二三〇条に基づく原告のロイヤル 事実

研

究

審の判決による命令を認容する。」

1 先例の状況

決が挙げられる。両判決の争点は、州外法人に対して州は使用税の徴収・納付義務を賦課することができるかであ(3) (の課税権に関するリーディングケースとしては、本判決においても参照された Bellas Hess 判決および Quill 判(窓)

(1) Bellas Hess 判決

た。以下、

両判決を概観する。

販売業者との間の厳格な区別」は「適切であり、当裁判所は、 販売業者と、一般的な州際事業の一部として、郵便または公共運送によって州内の顧客と連絡を取るにすぎない通信 上の争点につき、Bellas Hess 判決は次のとおり判示した。「州内に、小売店、訪問販売員または財産を有する通信 かかる区別を維持する。」そして、「州内における顧客

決が示した要件は「現実の所在」とよばれ、本判決においても論点の一つとされている。(※) との唯一のつながりが公共運送または合衆国郵便である販売者に対して、州は使用税を徴収し納付する義務を課すこ 当裁判所が判決したことはない。」と指摘し、州外法人に対する課税権を否定した。Bellas Hess 判

(2) Quill 判決

げる。両判決は裁判管轄権に関する先例であるものの、Quill 判決は、 Quill 判決は、まず、 デュー・プロセス条項に関する先例として、Shaffer 判決および International Shoe 判決を掲(空) (空) かかる先例の論理を課税管轄権に拡大した。

その上で次のとおり判示し、 Bellas Hess 判決のうち、デュー・プロセス条項に係る部分を変更した。

Ŕ 州外法人が目的をもって州の経済市場の利益を利用する場合には、当該法人は、 かかる州の対人管轄権に服する。」 州際通商条項について Quill 判決は、「Complete Auto 判決の四段階テストの下において、 州内に現実に所在しておらずと 当裁判所は、 次

段階〔租税が課税州との実質的連関を有する活動に対して課されるかどうか〕を問題としている。そして、 の場合に限り、 る見解に同調する。」として、Bellas Hess 判決と Complete Auto 判決を整合的にとらえ、 たる州との唯 一の接触が郵便または公共運送である販売会社は、州際通商条項が求める『実質的な連関』を欠くとす 州際通商条項への適合性に対して、課税を維持する。〔中略〕Bellas Hess 判決は、このテストの第 . Bellas Hess 判決を維持し 課税主体

こうして Quill 判決は、 州外法人に対して使用税の徴収・納付義務を賦課することは、 デュ 1 プロセス条項には

二九五

州外法人に対する課税とその限界(吉田

どうかは、依然として残された問題であった。 反しないものの、州際通商条項に反すると結論づけた。しかし、他の租税に関して、州外法人に対して課税できるか

2 本判決の意義

めて判断を示した裁判例として、本判決は意義を有するといえよう。以下において、本判決の論理を検討していく。 本判決は、 法人所得に対する州の課税権の問題が、 Quill 判決の射程にあることを明確に示した。 同判決以降、 初

(1) デュー・プロセス条項と「最小限の連結

V る。ここにいう「確固たる関係」ないし「最小限の連結」が具体的に何を意味するか、本判決において明示されては た使用税のみならず法人所得税の賦課についても、課税州との間に「最小限の連結」が必要であると判断したのであ 価値と合理的に関連していなければならない。』ことを求めている。」とする。すなわち、Quill 判決において争われ 固たる関係、最小限の連結』を求めている。そして、『課税の目的となる、州に基因する所得は、課税州に連結した 本判決は Quill 判決を引用し、「デュー・プロセス条項は、『州と、課税対象とする人、資産または取引との間の確 しかし、 原告の主張を退ける中で、本判決の考え方がうかがえる。

プロセス条項に係る Quill 判決を踏襲した判断である。つまり、①州内における「現実の所在」はデュー・プロセス 的をもって活動しているときは、デュー・プロセス条項の連関要件は充足され得る。」と判示した。この点は、デュー・ まず、本判決は、「課税州において、法人が現実に所在していない場合であっても、州の経済活動の場に向けて目

である「最低限の連結」を有するものとして、同条項に適合することとなる。 足されることを、改めて確認したものと理解できる。②を満たす法人に対する課税は、 条項の要件ではないこと、および、②州内において経済的な目的をもって活動している事実により同条項の要件は充 デュー・プロセス条項の

である。このような事実関係により、South Carolina 州による課税は、デュー・プロセス条項に抵触しないこととなる。 えるという選択をなすことで、原告は、それらの州と経済的に接触する利益を期待し、 本判決が認定するとおり、「Toys R Us 社に対して、多くの州において商標および商号を使用するライセンスを与 意図的にそれを求めた。」の

思が存在したといえる。このような原告の意思をとらえて本判決は、同州と原告との間には「最低限の連結」が存在 等の使用を認めていない。このことは、原告がこれらの州(の経済活動の場)との接触を意図していなかったことを示 ある。本件契約によれば、原告は「Pennsylvania、Massachusetts および New Jersey の各州」において、その商標 得した収益を通じて、ロイヤルティ収入を得ていた。原告が得た収益の源泉は、同社に対して付与したライセンスで 社に対して、その所有する商標等を South Carolina 州において使用するライセンスを付与し、 この要件のうち、着目すべきは、目的をもって活動しているとする点であろう。上述のとおり、原告は、Toys R Us している。そうすると、 原告には、Toys R Us 社を通じて South Carolina 州から経済的な利益を獲得する明確な意 同社が同州において獲

解できよう。 このように解すれば、「現実の所在」が Quill 判決と同様に本判決においても要件でないとされた点を、整合的に理 すなわち、 州外法人と州との間に「最低限の連結」が存在するかどうかを判定する基準の一つとして、

州外法人に対する課税とその限界(吉田

税者の意思なのである。

すると認定したと思われる。

つまり、デュー・プロセス条項の要請とは、州から経済的な利益を獲得しようとする納

いったのである。 はない。デュー・プロセス条項の要請に合致するかどうかを判定する具体的な要件が、社会状況に合わせて変化して 最高裁判所の論理が発展する中で、デュー・プロセス条項が要請する「最低限の連結」自体が変わったとみるべきで もはや現実の社会に適合しなくなったと解することができる。このように、Bellas Hess 判決から Quill 判決へと連邦 件ではなくなったと判示したのではなかろうか。「現実の所在」は、「最低限の連結」を立証する事実の一つとして、 その後の情報通信技術の進歩や、法理論の発展をふまえ、Quill 判決は、「現実の所在」はデュー・プロセス条項の要 れた当時の社会状況、とりわけ、商取引等の経済状況を背景とするデュー・プロセス条項の要請であった。しかし、 これまでは、「現実の所在」要件の充足が求められると解されていたのである。この基準が、Bellas Hess 判決がなさ

序ある社会」との間接的なつながりであるといえよう。 認定するところは、本件契約に反映された原告の意思と、これを実現させるために South Carolina 州が提供した「秩 得を得る」ことができた。このように解すれば、デュー・プロセス条項が要請する「最低限の連結」として本判決が により、 他方、 Us 社の事業について「秩序ある社会を提供することにより」、かかる事業から原告は「本件契約に従って所 原告が本件契約に従って所得を得ることを可能にした」ことも事実であろう。同州が、ライセンスを受けた(ヨ) 課税州の側からみれば、South Carolina 州が「Toys R Us 社が事業を主宰する秩序ある社会を提供すること

(2) 州際通商条項と「実質的連関」

上述の理解を基礎とすると、デュー・プロセス条項について本判決が「無形資産の所在」に注視することは、 適切

判決の論理から逸れる結果につながってしまった。 する点を、「無形資産の所在」によって補強したいと考えたのであろう。しかし、そのような判示は、 の意思に基づいて同州と経済的に接触した点を認定すべきである。おそらく本判決は、 る無形資産は South Carolina 州内に所在すると認定している。Quill 判決を踏襲して判断するのであれば、 決する、 内の無形資産を課税に服せしめるために、 でないといわざるを得ない。「現実の所在」はデュー・プロセス条項の要件ではない。にもかかわらず本判決は、「州 いかなる妥当な理由も認識し得ない。」とする Imperial Coal Sales 判決を先例としてもちだし、 所有者は、州内に不動産または有形資産を有していなければならないと判 原告が 「最低限の連結」 かえって Quill 原告が有す 原告がそ

内に所在するならば、 の所在のみで十分である。」と判示している。本判決が認定するとおり、原告が有する無形資産が South Carolina 州 は、American Dairy Queen 判決および International Harvester 判決を参照し、実質的「連関の確立には、 むしろ「現実の所在」は、 州際通商条項の実質的連関要件は充足されることとなる。 デュー・プロセス条項ではなく州際通商条項との関連で指摘されるべきである。 無形資産 本判決

告との契約によって得たライセンスにより、 えられる権利が州内で行使される場合には、 形資産の所在地」を別途検討すべきであるとした。さらに、Southern Express 判決を参照し、「無形資産によって与 に従うという法諺は、『その理由を明らかにすることなくルールを宣している』」とする Mobil Oil 判決を参照し、 る Delaware 州であって、South Carolina 州ではない」と主張している。かかる主張に対して本判決は、「動産は人 無形資産の所在地は、この州内にある」と判示した。Toys R Us 社が原 同社は、 South Carolina 州内において原告の商標等を使用することがで

無形資産の所在」につき原告は、「動産は人に従う」という法諺を基礎として、「無形資産の所在地は本社が所在す

州外法人に対する課税とその限界(吉田

きる。かかる使用から生じた純売上高を基礎として、原告はロイヤルティ収入を得た。本判決によれば、このような ているように思われる。 ロイヤルティ収入の源たる「無形資産」は、South Carolina 州に所在することとなる。本判決の論理は一応、一貫し

案では、現実の所在に基づく判断はなされてはおらず、むしろ州の市場を利用していたかによって判断されている。 活動を拡大する場合において、課税地が単一である理由はもはや受け入れられない」ことから、「商標およびライセ と納税者とのつながりとは、納税者が州との関係を築こうとする意思と、州によって提供される利益に求められると なっている。そうすると、デュー・プロセス条項と州際通商条項の目的は異なるものの、これらの条項が要請する州 州際通商条項における実質的連関は、実際には、デュー・プロセス条項における「最小限の連結」とほぼ同じ基準と ンス権は、これらが使用される州に所在する。」とする指摘もある。しかし、Quill 判決以降、 るために、徴税権者の領域内に人員または財産を持ち込むような方法により、納税者がその無形資産に関連してその 要件はもはや機能しないのではなかろうか。無形資産の所在地につき、「他の州の法による保護および利益を利用す 者を、現実の所在という曖昧な観念に基づいて分類することを正当化できない。」と批判されるとおり、「現実の所在」 しかし、その当否は別である。「納税者が、州の経済市場を実質的に活用する場合には、州税から除外される納税 州の課税権をめぐる事

3 わが国への示唆

憲法三〇条は、「国民の」納税の義務を宣明している。「国民」以外の主体と考えられる外国人や法人に対して納税

ちろん人格なき社団であつても、憲法第八四条に基づき法律をもつてすれば負わせることができるのである。」と判 判断した。 れに先立ち、国際租税法における課税原則を概観しておこう。 外法人に対する所得課税を取り扱っていることから、外国法人に対する国内法規定を中心に検討することとする。こ 方が妥当であるといえるかにつき、以下において、Geoffrey 判決を参照しながら考察していく。Geoffrey 判決は、州 の義務を賦課することについて、裁判例は、同条が納税の義務を課される主体の範囲を画定しているわけではないと 示し、法律に基づく限り、納税の義務を賦課することには制限がないともとれる表現を用いている。このような考え しかし、その理由は明示されていない。のみならず、「納税の義務は、国民のみならず外国人や法人はも

(1) 課税原則とその論拠

ては、国内源泉所得のみに対して課税する」という方式を採用している。つまり、内国法人および居住者については、 考え方を併用し、「内国法人・居住者については、その全世界所得に対して課税するが、外国法人・非居住者につい あり、また後者は、「所得を生み出す活動との物的な関連性を根拠とする」考え方である。わが国では、この二つのあり、また後者は、「所得を生み出す活動との物的な関連性を根拠とする」考え方である。わが国では、この二つの (source jurisdiction) である。前者は、「所得を稼得する者に対する人的なつながり(nexus)を根拠とする」考え方で (または存在しない)外国法人および非居住者については、その稼得した所得のうち、課税国における活動から生ずる 人的なつながりに基づいて、その稼得したすべての所得に対して課税する。他方、国家との人的なつながりが乏しい 国際租税法における課税原則には、大きく二つの考え方がある。居住地管轄(residential jurisdiction)と源泉地管轄

ものに対して課税するのである

州外法人に対する課税とその限界(吉田)

の度合いに応じて源泉地国に対し国家資産利用の対価として租税を支払わなければならない。」と解される。(紙)(紙) あるいは天然資源を利用して所得を得ていると考えられるところから、当該非居住者〔または外国法人〕はその利益 住者・内国法人は、このような利益に対する「対価」を支払わなければならないと解される。他方、源泉地管轄につ ができる利益を享受している。したがって、国内で稼得したものであろうと国外で稼得したものであろうと、当該居 対して「法律による保護」を与えており、これによって当該居住者・内国法人は、外国において事業活動を営むこと いては、「非居住者または外国法人は、その事業活動を行うことにより源泉地国のインフラストラクチャー、 このような課税原則の根拠は、租税利益説であろう。居住地管轄について、居住地国は、居住者および内国法人に(雲)(雲)

(2) 使用料の所得源泉地

する点であろう。所得の源泉がどこにあるかは、源泉地管轄に基づき課税権を行使し得る国はいずれであるかを画定 としている。この規定の前身は、昭和二七年の改正によって設けられた。 このような使用料に対して、わが国が課税権を及ぼすことができるとする根拠は、所得の源泉がわが国に存すると 所得税法一六一条一項一一号は、「国内において業務を行う者から受ける」工業所有権等の使用料を国内源泉所得

務を負う者の居住地を基準とする」方式であり、後者は、「業務者の行為地を基準」とする方式である。Geoffrey 判 源泉地の判定については、「債務者主義」および「使用地主義」という二つの方式がある。前者は、使用料等を支払う「債 させるため、重要な問題である。

決を参照してこれらを分析すると、次のように説明されよう。

れる。 所が属する国家が、これに対する保護を与えていると考えられるのである。 いると考えられる。それゆえ、 が用いられる。債務者主義によれば、使用料につき債務を負う者が、工業所有権等を使用し経済的な利益を獲得して これを保護する。このような納税者と国家とのつながりを示すものとして、債務者主義または使用地主義という方式 ると考えられる。それゆえ、債務者の居住地がどこであるかにかかわらず、 工業所有権等を使用することにより、 他方、 使用地主義によれば、工業所有権等が現実に使用される場所において、経済的な利益が生み出されてい 国家は、 かかる工業所有権等が適切に使用され、他のものに侵害されることがないよう、 債務者の居住地たる国家が、 納税者には、国家の市場を通じて(直接に、または、間接に)経済的な利益が かかる工業所有権等に対する保護を与えていると考えら かかる工業所有権等が使用されている場 法によって

わが国が課税権を行使し得る範囲ないし限界を示しているといえよう。 る。 その使用料を受け取るものの所在地が国内であろうと国外であろうと、わが国の課税権がかかる所得に及ぶと解され 等の使用からもたらされる経済的な利益による所得と、かかる工業所有権等に対する保護とのつながりを根拠として、 等について、 と規定していることから、 所得税法一六一条一項一一号は、「国内において業務を行う者から受ける」工業所有権等の使用料を国内源泉所得 反対に、こうしたつながりのない所得に対しては、 わが国が法による保護を与えているとする考え方を基礎としているのである。このように、工業所有権 使用地主義を採用していると解される。すなわち、わが国において使用される工業所有権 わが国の課税権は及ばないと解される。 つながりの有無が、

お わ ŋ に

く異なる。 参照されてきた。しかし、 ような比較は果たして妥当であろうか。州と比較すべきはむしろ国家ではなかろうか。このような見地に立ち、 アメリカ合衆国における州の課税権をめぐる議論は、 内国課税・国際課税への示唆を考証した。 わが国における地方団体の自主課税権は、アメリカ合衆国における州のそれに比して限定的である。 国家に相当する州と、 国家の一行政主体である地方団体とでは、その課税権の範囲が大き わが国において、 地方団体が有する課税権の範囲に関連して この

る国内源泉所得規定の背後には、 意思を有することを前提として、納税者が利益を獲得できるようわが国が法的保護を提供している。所得税法におけ え方に基づいて所得源泉地を画定していると結論づけた。 する納税者の意思を前提とする。Geoffrey 判決をこのように分析した上で、本稿では、 断された。これは、租税利益説の考え方にきわめて近い。このような保護は、州の経済活動の場から利益を得ようと Geoffrey 判決では、 州が納税者に(法的な)保護を提供していることが、州による課税権の行使を正当化すると判 租税利益説的な考え方が存在するのである。 納税者がわが国の経済市場に接触し、 わが国の所得税法が同様の考 利益を得ようとする

した「民主主義的租税観」 る国民が共同の費用として代表者を通じて定めるところにより自ら負担すべきもの」であると判示した。同判決が示 大嶋訴訟最高裁大法廷判決は、「およそ民主主義国家にあつては、国家の維持及び活動に必要な経費は、 は、外国法人など「主権者たる国民」以外の主体に対する課税の根拠とは、 次元の異なる 主権者た

に基づかない課税を受けないという意味で手続的な保障を導いている。これに対して租税利益説は、 問題を取り扱っているといえよう。すなわち、民主主義的租税観は租税法律主義の根底に存在する原則であり、 国家が課税権を及ぼす範囲には限界があることを示しているのである。 たとえ法律に基

とは、 のである。 使用料の支払者である源泉徴収義務者が、源泉徴収という手続により、外国法人が納めるべき所得税を納付している すなわち、 在するであろうか。本稿では今後の課題として提起するにとどめ、具体的な考察は別稿に譲りたい。 ていない。このような課税が行われていないことは、執行上の理由によるのであろうか。それとも、 る分類を考察の対象としなかった。外国法人自体に対する課税と、外国法人に帰属する所得または財産に対する課税 Geoffrey 判決は、対人管轄権と対物管轄権を明確に分けて判断をなしたわけではない。それゆえ、本稿でも、 同一の論理によって正当化されるであろうか。この点も、国際租税法において重要な論点であると思われる。 国内に恒久的施設を有しない外国法人に直接納税義務を賦課する制度は、 所得税法上、使用料は国内源泉所得とされているが、外国法人が納税義務を履行しているわけではない。 わが国の所得税法では採用され 理論的根拠が存

- 1 松井茂記『アメリカ憲法入門(第七版)』七三頁(有斐閣、二〇一二年)参照
- 2 の調整の考え方が国際課税に影響を与えてもいるであろう。」と論じている 碓井光明 **「法定外税をめぐる諸問題(下)」自治研究七七巻二号三頁、一五頁(二〇〇一年)は、「アメリカ合衆国の州間**
- (∞) Geoffrey, Inc. v. South Carolina Tax Commission, 313 S.C. 15 (1993).
- $\widehat{4}$ る nexus の研究 J(http://www2.rikkyo.ac.jp/web/asatsuma/documents/0686uriagezei.pdf,二〇一六年一二月八日最終閲覧 本稿と同様のアプローチを採る先行研究として、未公刊の草稿ではあるが、浅妻章如「アメリカの売上税・使用税におけ

- (5) この法人構造の終局的な効果は、「いかなるところにも」所得が生じず、すべての所得課税を逃れることである。See Ira H. Rosen, Use of a Delaware Holding Company to Save State Income Taxes, 20 Tax Adviser 180 (1989). 一九九〇年、Geoffrey 社は、正規雇用の従業員なくして、約五千五百万ドルの所得を得た。しかし、いずれの州にも所得税を納めていなかった。
- 6 Id., at 306-307 Quill Corp. v. North Dakota, 504 U.S. 298, at 306 (1992)
- 8 See American Dairy Queen Corp. v. Taxation and Revenue Department, 93 N.M. 743 (1979), AAMCO Transmissions,
- 原告は、本件契約によりフランチャイズが創出されたという事実審判決の認定を争ってはいない。
- 9 Inc. v. Taxation and Revenue Department, 93 N.M. 389 (1979).

Virginia v. Imperial Coal Sales Co., Inc., 293 U.S. 15, at 20 (1934).

10

- 11 Mobil Oil Corp. v. Commissioner of Taxes of Vermont, 445 U.S. 425 (1980)
- 12 Id., at 445
- 13 Steel 判決は、無形資産が、地域の事業において不可欠の部分となる場合には、かかる無形資産には、その所有者の住所地以 外に、課税のための所在地が与えられ得ると、Southern Express 判決は、無形資産によって与えられる権利が州内で行使さ れる場合には、無形資産の所在地は、この州内にあると、それぞれ判示した。 See Wheeling Steel Corp. v. Fox. 298 U.S. 193 (1936), Southern Express Co. v. Spigener, 118 S.C. 413 (1920). Wheeling
- 14 Curry v. McCanless, 307 U.S. 357, at 365-66 (1939).
- See, e.g., Allied-Signal v. Commissioner of Finance, 79 N.Y.2d 73 (1991). 同判決は、州内の法人に与えられた利益は、非居

(15) See Avco Financial Services Consumer Discount Co. v. Director, Division of Taxation, 100 N.J. 27 (1985)

- 住者たる株主に効力を生じると判示した。
- 17 Complete Auto Transit, Inc. v. Brady, 430 U.S. 274, at 279 (1977)
- 18 National Bellas Hess, Inc. v. Department of Revenue of Ill., 386 U.S. 753 (1967)
- の妥当性を再確認する一方で、現実の所在要件は他の種類の租税には及ばない点を指摘した。Quill, supra note(6), at 314. 連邦最高裁判所は、Bellas Hess 判決における現実の所在要件を再検討した。そして、売上税および使用税について同要件

- には、州の保護が及び、他の多くの利益を得る資格が与えられると判示した。 に公正に帰属するとおり、州は非居住者の所得のうち、そのような部分に課税し得る。かかる資産または成果もしくは取引 U.S. 435, at 441–442(1944). International Harvester 判決は、州に所在する資産または州において生ずる成果もしくは取引 American Dairy Queen, supra note (8), at 747. See International Harvester Co. v. Wisconsin Department of Taxation, 322
- (21) J. Hellerstein & W. Hellerstein, State Taxation, Para. 6.08 (2d ed. 1992) は、現実に所在しておらずとも、州の市場を恒常
- (\mathfrak{A}) Curry, supra note (14), at 368 的に活用するいかなる法人も、かかる州の所得税の課税管轄権に服するべきであると論じている。
- リノイ州での営業をしているときには、イリノイ州は当該会社に、同州法所定の use tax 徴収義務を負わせることはできな 信販売会社がイリノイ州内に事務所も代理人もおかず、電話帳にも載っていず、もっぱら郵便その他の輸送機関を通じてイ い」アメリカ法一九六九一二号二六八頁参照 Bellas Hess 判決について、平良「National Bellas Hess, Inc. v. Department of Revenue of Illinois, 386 U.S. 753 (1967)―通
- (24) Quill 判決について、浅香吉幹「Quill Corp.v.North Dakota ex rel. Heitkamp, __ U.S. __, 112 S.Ct. 1904 (1992)—州内での 販売業者に対して州が義務づけることは、合衆国憲法第一四修正のデュー・プロセス条項には反しないが、州際通商条項に 使用のために販売された商品にかかる使用税の徴収・納付を、当該州内に販売店も販売代理業者も置いていない州外の通信
- 25 税権を否定した。 することにある。合衆国憲法の下において、これは連邦議会のみが規制・統制権限を有する領域である。」と判示し、州の課 反する」アメリカ法一九九三―二号三一七頁参照。 州際通商条項との関連で Bellas Hess 判決は、「州際通商条項の目的はまさしく、地域の不当な諍いから合衆国経済を確保
- (27) International Shoe Co. v. Washington, 326 U.S. 310 (1945).同判決は、Milliken v. Meyer, 311 U.S. 457 (1940)を引用して Shaffer v. Heitner, 433 U.S. 186 (1977).

26

(28) なお、Quill 判決は、合衆国憲法において、「外国との通商および各州間の通商〔中略〕を規制する」権限を有するのは、 連邦議会である点を指摘する(合衆国憲法一編八節三項。条文につき、田中英雄『Basic 英米法辞典』二一七―二一九頁(東

州外法人に対する課税とその限界(吉田)

- 連邦議会が解決する終局的な権限を有する問題である」として、この点からも、州際通商条項に関して、Bellas Hess 判決を 京大学出版会、一九九三年)参照。)。そして、「先例拘束性の原理」を強調し、「連邦議会が解決すべき問題であるのみならず、
- 23 Hofstra L. Rev. 407, 407 (1994) See Michael T. Fatale, Geoffrey Sidesteps Quill: Constitutional Nexus, Intangible Property and the State Taxation of Income
- 30 Moorman Manufacturing Co. v. Bair, 437 U.S. 267, at 273 (1978) を先例として引用している。 この点を説示するに際して、Quill 判決は、Miller Brothers Co. v. Maryland, 347 U.S. 340, at 344–345 (1954) および
- 31 **論理が、本件にも妥当するかどうかを判断すべきである。この点において、本判決は、先例を十分に検討していないと批判** 株主たる Toys R Us 社が原告に対して支払うロイヤルティとの相違を、詳細に分析する必要があろう。その上で、同判決の と判示した。同判決を参照するのであれば、法人がその株主に対して支払う配当と、原告の完全親会社、すなわち、原告の Allied-Signal 判決・前掲注 (16)を参照している。同判決は、州内法人から配当を受領する州外株主は、州の課税権に服する この結論を導く際に、本判決は、「州内の法人に与えられた利益は、非居住者たる株主に効力を生じる。」と判断した
- 32 判決は売上税または使用税に適用され、所得税には適用されない。Geoffrey 判決は、このように述べ、Quill 判決における州 際通商条項に係る分析を(巧妙に)回避した。」と指摘している。 しの点につき、Kelley W. Strain, Geoffrey the Giraffe Arrives in Louisiana, 6 Loy. L. & Tech. Ann. 1, 24 (2006)

され得る

- 33 Michael T. Fatale, State Tax Jurisdiction and the Mythical "Physical Presence" Constitutional Standard, 54 Tax Law
- 34 陸便、船便等、さまざまな配送サービスにより、商品を送付」しているのである。*Quill, supra* note 7), at 328 入者は、FAX、電話またはパソコン通信によって、販売者に注文をする。販売者は、事業所を離れることなく、 しようとする取引について、ほとんど役割をもたない場合が少なくない。何十億ドルもの電信送金が毎日行われており、購 ような所在を課税の条件とする取引につき、十分であっただろう。しかし、今日の経済において、現実の所在は、 Quill 判決において、White 裁判官は、次のとおり指摘している。「遥か以前において、販売者の 『現実の所在』 は、その

- (\mathfrak{S}) Curry, supra note (14), at 367.
- 36 Rick Handel, A Conceptual Analysis of Nexus in State and Local Taxation, 67 Tax Law. 623, 690 (2014)
- において事業を営んでいたか、もしくは、州の経済市場またはその資源を大いに利用していたかに焦点を当てた。」と分析し 事案において、現実の所在という基準は適用されなかった。現実の所在テストを適用する代わりに、裁判所は、納税者が州 Michael T. Fatale, The Evolution of Due Process and State Tax Jurisdiction, 55 Santa Clara L. Rev. 565, は、「Quill 判決以降、 州税に係る一連の事案において、法人所得課税はその全部または一部が維持された。これらの
- 38 とはいえ、州内市場の利用に焦点を当てる全般的な一連の分析は、デュー・プロセスの原則に合致する。」と論じている。 唆するものがあった。その活動とは、課税以外の裁判管轄権の事案において典型的に求められるものよりも強度の接触である。 セスの分析と共通していた。事案の中には、州の課税権の基準は、 Id., at 584-585 は、州の課税権をめぐる事案は「州際通商条項の下において判断されたものの、その論理はデュー・プロ 州内の活動という閾値を要求しているかも知れないと示
- 39 *id.*. at 585–586 は、州の課税権をめぐる事案について、「Quill 判決において Bellas Hess 判決を再度認容したことは、一部に et al., Supreme Court Declines Opportunity to Rule on Income Tax Nexus, 13 No.2 Bus. Entities 20, 26 (2011). 連邦最高 裁判所による不受理決定が判例法を形成するわけではないものの、その意味するところは示唆的であるといえよう。Fatale 連邦最高裁判所は、この問題に関して、Quill 判決以降において、裁量上訴を受理したことはない。See Mark F. Sommer Bellas Hess 判決に合理的に依拠した通信販売会社の財務健全性に対する連邦最高裁判所の配慮に基づいている。ここに 通信販売会社は、〔Bellas Hess 判決を覆すと〕多額の租税を遡及的に納付することを強制されてしまうという配慮も含
- 40 東京地判昭和四二年四月一一日行集一八巻四号三九九頁参照。後者は、控訴審である東京高判昭和四七年六月二八日訟月. 八巻八号一三三〇頁においても支持されている。 外国人が負う納税の義務につき、東京高判昭和二八年一月二六日判特三八号一○頁参照。また、法人が負う納税の義務につき

まれている。」と論じている

定が憲法三〇条に反するかどうかが争われた事例はなく、学説も特に問題としていない。このような背景から、 これらは四○年以上も前の判決であるため、 現在における意義は乏しいとも思われる。 しかし、租税法律の納税義務者規 事実上、こ

州外法人に対する課税とその限界(吉田

れらの判決が先例たる位置にあることは否めない。

- (41) 東京地判·前掲注(40)。
- (42) 增井良啓 = 宮崎裕子『国際租税法(第三版)』六頁(有斐閣、二〇一五年)。
- (43) 増井 = 宮崎・前掲注(42)・六頁。
- 泉地管轄は属地主義に、それぞれ根拠が求められることとなろう。 法人に対する課税は領土主権に基づくものである、と説明することになろう。」と論じている。居住地管轄は属人主義に、源 四頁は、「主権との関連で考えると、自国民・内国法人に対する課税は対人主権に基づき、外国人(居住者も含めて)・外国 中里実「外国法人・非居住者に対する所得課税」日税研論集三三号一三九頁、一四二頁(一九九五年)。なお、同論文一四
- 45 る利益の対価と見る考え方である。この考え方は、自然法思想ないしは国家契約説を基礎として主張されるもので、国家の 金子宏『租税法(第二十一版)』二〇頁(弘文堂、二〇一六年)は、租税利益説とは、「租税をもって市民が国家から受け

目的は市民の身体と財産を保護することにあり、租税はその対価である、とするものである。」と説明している。

46) 水野忠恒『国際課税の制度と理論―国際租税法の基礎的考察』七頁(有斐閣、二〇〇〇年)は、「課税管轄における経済 TILLINGHAST, TAX ASPECTS OF INTERNATIONAL TRANSACTIONS 3 (2d ed. 1984) を参照し、「国際課税では、誰が政府のサービ 的帰属の理論に示されるように、課税管轄は租税利益説の思想に強く結びついている」と論じている。続けて、DAVID R

スの利益を享受しているのかということが重要であり、納税義務者が決定されるまでは能力説は意味をもたないといわれる。

- (红) 吉村典久「国際租税法における恒久的施設概念(P・E)に関する若干の考察」ジュリスト一〇七五号四七頁、 一九九五年) 参照。 四八頁
- (48) 吉村·前掲注(47)·四七—四八頁。
- 49 者・外国法人の場合には、所得の源泉を通じての属地的応益関係に基づいて課税管轄が決定される」とする。 国家との経済的な結びつきないしこれを通じての応益関係をもって国家の課税管轄を決定する考え方」である「経済的所属 原則」を挙げる(Vgl. S. Schanz, Zur Frage der Steuerpflicht, FinArch. 1892, 365, 373)。そして、この原則により、「非居住 谷口勢津夫「ソース・ルール」ジュリスト一○七五号五一頁、五二頁(一九九五年)は、源泉地管轄の根拠として、「人と

- 50 国内源泉所得に係る納税義務について、昭和二七年改正後の所得税法は、以下のとおり規定していた。
- 六 この法律の施行地において事業をなす者から工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産 方式及びこれに準ずるもの又は著作権 前項の規定に該当しない個人は、左に掲げる場合においては、この法律により、所得税を納める義務がある。 (映画フィルムの上映権を含む。)の使用料で当該者のこの法律の施行地にある
- 条五項 この法律により、所得税を納める義務がある。 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人は、左の各号に掲げる所得の支払を受けるときは、

事業に係るものの支払を受けるとき

- 一 第二項第二号乃至第四号又は第六号乃至第八号に規定する所得
- 四一条二項 第一条第二項の規定に該当する個人の同項第二号乃至第八号若しくは同条第五項第二号に掲げる所得又は同 府に納付しなければならない。 の翌月十日までに、当該所得に対し百分の二十の税率を適用して算出した税額の所得税を当該個人又は法人に代つて政 ける管理の責任者、この法律の施行地にある資産の利用者その他命令で定める者は、その支払の確定した日の属する月 係る所得については、命令の定めるところにより、債券の発行者、この法律の施行地にある営業所若しくは事業所にお 項の規定に該当する法人の同項に規定する所得につきこの法律の施行地外において支払がなされるときは、当該支払に
- 51 所得というものは日本において運用されまして日本において発生した所得でございます。そういうものに対しまして所得税 をできるだけ課税するということは、これは各国の最近の立法例が大体そういうことになつておりまして、この原則は所得 に係る特許料による所得は、「結局日本における事業から生れた所得なのでございます。外国人に特許料を拂いますが、その 税の課税理論から言うと、認めていただいてもいいのじやないか。」と説明している。 第一三回国会衆議院大蔵委員会議録第一六号(一九五二年)〔平田敬一郎主税局長発言〕によれば、「外国からの技術援助」
- 53 Nexus を参照して―」地方税五二巻五号二頁(二〇〇一年)などが挙げられよう。 例えば、占部裕典「地方公共団体の課税権の限界」『租税法の解釈と立法政策Ⅱ』五九一頁(信山社、二○○二年)〔初 一九九八年〕、水野忠恒「法定外地方税における地方団体の課税権とその限界―アメリカ合衆国の州際通商条項における

52

増井 = 宮崎・前掲注(42)・六五頁

- <u>54</u> することができる。しかし、その場合にも、事前に総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。地方税法二五九条、 わが国では「枠法」として地方税法が存在し、地方団体は、同法に抵触しない限りにおいて、条例により法定外税を創設
- <u>55</u> 最大判昭和六〇年三月二七日民集三九卷二号二四七頁。

六六九条、七三一条。

<u>56</u> 金子・前掲注(45)・二一頁。

(本学大学院法学研究科博士課程後期課程在籍)